

議案第207号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する条例の一部を改正する条例案

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の2の2第3項第6号中「第8条」を「第8条第1項（同法第15条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する条例 (抄)

(産業廃棄物の保管の届出)

第23条の2の2 省 略

2 省 略

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。

(1) - (5) 省 略

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号)

第8条第1項 (同法第15条において準用する場合を含む。) の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管